

改正建設業法の解説

(平成28年6月・11月施行関係)

平成28年11月

国土交通省 北陸地方整備局 建政部

■この資料の見方について

- ・この資料では以下の項目について建設業法改正の内容を解説しています。
- ・様式及び記載要領の改正の部分について赤字及び赤下線で平成28年6月1日施行、青字及び青下線で平成28年11月1日施行を示しています。

【項目】

- | | |
|------|---|
| 1 ~ | 建設業許可申請 変更届 |
| 19 ~ | 経営事項審査 |
| 29 ~ | 監理技術者資格者証 監理技術者講習修了証 登録技術試験合格証明書 登録解体工事講習修了証 |
| 37 ~ | 改正内容について |

建設業許可申請

変更届

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____ 印

| | | | |
|---------|---------------------------------|------------------------------------|---|
| 行政庁側記入欄 | 大臣 知事 | コード | 許可年月日 |
| 許可番号 | 項番 | 3 | 11 13 15 |
| 01 | 01 | | 平成 年 月 日 |
| 申請の区分 | 1. 新規 2. 許可換え新規 3. 一般・特新規 | 4. 業種追加 5. 更新 6. 一般・特新規+業種追加 | 7. 一般・特新規+更新 8. 業種追加+更新 9. 一般・特新規+業種追加+更新 |
| 申請年月日 | 03 | 平成 年 月 日 | 許可の有効期間の調整 (1. する) (2. しない) |

許可を受けようとする建設業 (1. 一般) (2. 特定)

申請時において既に許可を受けている建設業

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

代表者又は個人の氏名のフリガナ

代表者又は個人の氏名

支配人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村コード

都道府県名

市区町村名

主たる営業所の所在地

郵便番号

電話番号

ファックス番号

法人又は個人の別 (1. 法人) (2. 個人)

資本金額又は出資総額 (千円)

法人番号

兼業の有無 (1. 有) (2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類

経営業務の管理責任者の氏名

許可換えの区分 (1. 大臣許可→知事許可) (2. 知事許可→大臣許可) (3. 知事許可→他の知事許可)

大臣
知事

コード

旧許可年月日

旧許可番号

国土交通大臣
知事

許可
一般
特

第 号

平成 年 月 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____

ファックス番号 _____

記載要領

1～5 (略)

6 「04」許可を受けようとする建設業の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。
「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

| | | |
|---------------------|---------------|-------------|
| 土木事業 (土) | 鋼構造物工事業 (鋼) | 熱線工事業 (絶) |
| 建築工事業 (建) | 鉄筋工事業 (筋) | 電気通信工事業 (通) |
| 大工事業 (大) | 舗装工事業 (舗) | 造園工事業 (園) |
| 左官工事業 (左) | しゅんせつ工事業 (しゅ) | さく井工事業 (井) |
| とび・土工事業 (と) | 板金工事業 (板) | 建具工事業 (具) |
| 石工事業 (石) | ガラス工事業 (ガ) | 水道施設工事業 (水) |
| 屋根工事業 (屋) | 塗装工事業 (塗) | 消防施設工事業 (消) |
| 電気工事業 (電) | 防水工事業 (防) | 清掃施設工事業 (清) |
| 管工事業 (管) | 内装仕上工事業 (内) | 解体工事業 (解) |
| タイヤ・レンガ・ブロック工事業 (タ) | 機械器具設置工事業 (機) | |

7～14 (略)

15 「13」資本金額又は出資金額の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）が付与されている場合にのみ当該法人番号を記入すること。

16・17 (略)

専任技術者一覧表

平成 年 月 日

| 営業所の名称 | フリガナの専任の技術者の氏名 | 建設工事の種類 | 有資格区分 |
|--------|----------------|---------|-------|
| | | | |

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

| | | |
|-------------------|---------------|-----------|
| 土木一式工事（土） | 鋼筋コンクリート工事（鋼） | 熱線工事（熱） |
| 建築一式工事（建） | 鉄筋工事（筋） | 電気通信工事（通） |
| 大工工事（大） | 舗装工事（舗） | 造園工事（園） |
| 左官工事（左） | しゅんせつ工事（しゅ） | さく井工事（井） |
| とび・土工・コンクリート工事（と） | 板金工事（板） | 建具工事（具） |
| 石工事（石） | ガラス工事（ガ） | 水道施設工事（水） |
| 屋根工事（屋） | 塗装工事（塗） | 汚水施設工事（汚） |
| 電気工事（電） | 防水工事（防） | 清掃施設工事（清） |
| 管工事（管） | 内装仕上工事（内） | 解体工事（解） |
| タイル・れんが・ブロック工事（タ） | 機械器具設置工事（機） | |

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

| | | | |
|--------------------|-------|-----------|--------|
| 住 | 所 | | |
| 氏 | 名 | 生 年 月 日 | 年 月 日生 |
| 役 | 名 等 | | |
| 賞 罰 | 年 月 日 | 賞 罰 の 内 容 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 上記のとおり相違ありません。 | | | |
| 平成 | | 年 月 日 | 氏 名 印 |

記載要領

- 1 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ については、不要のものを消すこと。」
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

| | | | | |
|--------------------|-------|-----------|---------|--------|
| 住 | 所 | | | |
| 氏 | 名 | | 生 年 月 日 | 年 月 日生 |
| 営 業 所 | 名 | | | |
| 職 | 名 | | | |
| 賞 罰 | 年 月 日 | 賞 罰 の 内 容 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 上記のとおり相違ありません。 | | | | |
| | | 平成 年 月 日 | 氏 名 | 印 |

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

申請者
 届出者 _____ 印

許可番号 国土交通大臣 許可（ ）第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

許可年月日

(営業所毎の保険加入の有無)

| 営業所の名称 | 従業員数 (人) | 保険加入の有無 | | | 事業所整理記号等 | |
|--------|---------------|---------|--------|------|----------|--|
| | | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 | | |
| | (人) | | | | 健康保険 | |
| | | | | | 厚生年金保険 | |
| | | | | | 雇用保険 | |
| | (人) | | | | 健康保険 | |
| | | | | | 厚生年金保険 | |
| | | | | | 雇用保険 | |
| | (人) | | | | 健康保険 | |
| | | | | | 厚生年金保険 | |
| | | | | | 雇用保険 | |
| | (人) | | | | 健康保険 | |
| | | | | | 厚生年金保険 | |
| | | | | | 雇用保険 | |
| 合計 | (人) | | | | | |

記載要領

- 1 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、申請時の加入状況を記入すること。
 - (2) 既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「申請者 届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 「地方整備局長 北海道開発局長 国土交通大臣 及び「一般 知事」 知事」については、不要のものを消すこと。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 8 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 9 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。

(別表)(二)

| コード | 資格区分 |
|-----|------|
|-----|------|

| | |
|----|-----------------------|
| 01 | 法第7条第2号イ該当 |
| 02 | 法第7条第2号ロ該当 |
| 03 | 法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上) |
| 04 | 法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上) |

| | | |
|------|--------------|----------------------|
| 建設業法 | 11 | 一級建設機械施工技士 |
| | 1A | " (附則第4条該当) |
| | 12 | 二級 " (第1種～第6種) |
| | 1B | " (第1種～第6種)(附則第4条該当) |
| | 13 | 一級土木施工管理技士 |
| | 1C | " (附則第4条該当) |
| | 14 | 二級 " (土木) |
| | 1D | " (土木)(附則第4条該当) |
| | 15 | " (鋼構造物塗装) |
| | 16 | " (薬液注入) |
| | 1E | " (薬液注入)(附則第4条該当) |
| | 20 | 一級建築施工管理技士 |
| | 2A | " (附則第4条該当) |
| | 21 | 二級 " (建築) |
| | 22 | " (躯体) |
| | 2B | " (躯体)(附則第4条該当) |
| | 23 | " (仕上げ) |
| 27 | 一級電気工事施工管理技士 | |
| 28 | 二級 " | |
| 29 | 一級管工事施工管理技士 | |
| 30 | 二級 " | |
| 33 | 一級造園施工管理技士 | |
| 34 | 二級 " | |

| | | |
|------|----|-------|
| 建築士法 | 37 | 一級建築士 |
| | 38 | 二級 " |
| | 39 | 木造 " |

| | | |
|------|---------------------------------|--|
| 技術士法 | 41 | 建設・総合技術監理(建設) |
| | 4A | " (附則第4条該当) |
| | 42 | 建設「鋼構造及びびコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びびコンクリート」) |
| | 4B | " (附則第4条該当) |
| | 43 | 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」) |
| | 4C | " (附則第4条該当) |
| | 44 | 電気電子・総合技術監理(電気電子) |
| | 45 | 機械・総合技術監理(機械) |
| | 46 | 機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」) |
| | 47 | 上下水道・総合技術監理(上下水道) |
| | 48 | 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」) |
| | 49 | 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」) |
| | 4D | " (附則第4条該当) |
| | 50 | 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」) |
| | 51 | 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」) |
| 5A | " (附則第4条該当) | |
| 52 | 衛生工学・総合技術監理(衛生工学) | |
| 53 | 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」) | |
| 54 | 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」) | |

| | | | |
|-----------------|----|------------------|----|
| 電気工事士法 電気事業法 | 55 | 第一種電気工事士 | |
| | 56 | 第二種 " | 3年 |
| | 58 | 電気主任技術者(第1種～第3種) | 5年 |

| | | | |
|---------|----|-----------|----|
| 電気通信事業法 | 59 | 電気通信主任技術者 | 5年 |
|---------|----|-----------|----|

| | | | |
|-----|----|-------------|----|
| 水道法 | 65 | 給水装置工事主任技術者 | 1年 |
|-----|----|-------------|----|

| | | | |
|-----|----|---------|--|
| 消防法 | 68 | 甲種消防設備士 | |
| | 69 | 乙種 " | |

| | | | |
|-----------|---|--|----|
| 職業能力開発促進法 | 71 | 建築大工(1級) | |
| | | " (2級) | 3年 |
| | 64 | 型枠施工(1級) | |
| | | " (2級) | 3年 |
| | 6B | 型枠施工(1級)(附則第4条該当) | |
| | | " (2級)(附則第4条該当) | 3年 |
| | 72 | 左官(1級) | |
| | | " (2級) | 3年 |
| | 57 | とび・とび工(1級) | |
| | | " (2級) | 3年 |
| | 5B | とび・とび工(1級)(附則第4条該当) | |
| | | " (2級)(附則第4条該当) | 3年 |
| | 73 | コンクリート圧送施工(1級) | |
| | | " (2級) | 3年 |
| | 7A | コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当) | |
| | | " (2級)(附則第4条該当) | 3年 |
| | 66 | ウェルポイント施工(1級) | |
| | | " (2級) | 3年 |
| | 6C | ウェルポイント施工(1級)(附則第4条該当) | |
| | | " (2級)(附則第4条該当) | 3年 |
| | 74 | 冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級) | |
| | | " " (2級) | 3年 |
| | 75 | 給排水衛生設備配管(1級) | |
| | | " (2級) | 3年 |
| | 76 | 配管・配管工(1級) | |
| | | " " (2級) | 3年 |
| | 70 | 建築板金「ダクト板金作業」(1級) | |
| | | " (2級) | 3年 |
| | 77 | タイル張り・タイル張り工(1級) | |
| | | " " (2級) | 3年 |
| | 78 | 築炉・築炉工(1級)・れんが積み | |
| | | " " (2級) | 3年 |
| | 79 | ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工 | |
| | | " " (2級) | 3年 |
| | 80 | 石工・石材施工・石積み(1級) | |
| | | " " " (2級) | 3年 |
| | 81 | 鉄工・製罐(1級) | |
| | | " " (2級) | 3年 |
| | 82 | 鉄筋組立て・鉄筋施工(1級) | |
| | | " " (2級) | 3年 |
| | 83 | 工場板金(1級) | |
| | | " (2級) | 3年 |
| | 84 | 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級) | |
| | | " " " (2級) | 3年 |
| | 85 | 板金・板金工・打出し板金(1級) | |
| | | " " " (2級) | 3年 |
| | 86 | かわらぶき・スレート施工(1級) | |
| | | " " (2級) | 3年 |
| 87 | ガラス施工(1級) | | |
| | " (2級) | 3年 | |
| 88 | 塗装・木工塗装・木工塗装工(1級) | | |
| | " " " (2級) | 3年 | |
| 89 | 建築塗装・建築塗装工(1級) | | |
| | " " (2級) | 3年 | |
| 90 | 金属塗装・金属塗装工(1級) | | |
| | " " (2級) | 3年 | |
| 91 | 噴霧塗装(1級) | | |
| | " (2級) | 3年 | |
| 67 | 路面標示施工 | | |
| 92 | 畳製作・畳工(1級) | | |
| | " " (2級) | 3年 | |
| 93 | 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級) | | |
| | " " " " " " " (2級) | 3年 | |
| 94 | 熱絶縁施工(1級) | | |
| | " (2級) | 3年 | |
| 95 | 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級) | | |
| | " " " " " (2級) | 3年 | |
| 96 | 造園(1級) | | |
| | " (2級) | 3年 | |
| 97 | 防水施工(1級) | | |
| | " (2級) | 3年 | |
| 98 | さく井(1級) | | |
| | " (2級) | 3年 | |
| 61 | 地すべり防止工事 | 1年 | |
| 6A | " (附則第4条該当) | 1年 | |
| 40 | 基礎ぐい工事 | | |
| 62 | 建築設備士 | 1年 | |
| 63 | 計装 | 1年 | |
| 60 | 解体工事 | | |
| 99 | その他 | | |

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

変更届出書

平成 年 月 日

許可番号 国土交通大臣許可（般・特一）第 号
法人番号

届出者 印

局長 殿

事業年度（第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

（1）工事経歴書 （2）工事施工金額 （3）貸借対照表及び損益計算書 （4）株主資本等変動計算書及び注記表 （5）事業報告書 （6）附属明細表 （7）法人税納付済額証明書 （8）所得税納付済額証明書 （9）使用人数 （10）建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 （11）国家資格者等・監理技術者一覧表 （12）定款 （13）健康保険等の加入状況

記載要領

（1）から（13）までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

經營事項審查

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____ 印

| 行政庁側記入欄 | 項番 | 請求年月日 | 土木事務所コード | 整理番号 |
|-------------------|----|--|----------|--------------|
| 申請年月日 | 01 | 平成 年 月 日 | | |
| 申請時 許可番号 | 02 | 大臣 知事 | コード | 国土交通大臣 知事 |
| 許可年月日 | | 平成 年 月 日 | | |
| 許可番号 | 03 | 大臣 知事 | コード | 国土交通大臣 知事 |
| 許可年月日 | | 平成 年 月 日 | | |
| 審査基準日 | 04 | 平成 年 月 日 | | |
| 申請等の区分 | 05 | | | |
| 処理の区分 | 06 | | | |
| 法人又は個人の別 | 07 | 資本金額又は出資総額 (千円) | 法人番号 | |
| 商号又は名称のフリガナ | 08 | | | |
| 商号又は名称 | 09 | | | |
| 代表者又は個人の氏名のフリガナ | 10 | | | |
| 代表者又は個人の氏名 | 11 | | | |
| 主たる営業所の所在地市区町村コード | 12 | | | |
| 主たる営業所の所在地 | 13 | | | |
| 郵便番号 | 14 | 電話番号 | | |
| 許可を受けている建設業 | 15 | 土建 大左 と 石屋 電管 タ 鋼筋 舗しゆ板 ガ 塗防 内機 絶通 園井 具水 消 解 | | |
| 経営規模等評価対象建設業 | 16 | | | |

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

| | | | | | | |
|--|--|--|-------------------------|-------------|-----------------------|--|
| 項番 3 1 | 審査対象事業年度の審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 | | 審査対象事業年度 | | 計算基準の区分 | |
| | 自 3 年 5 月 至 7 年 9 月 | | 自 11 年 13 月 至 15 年 17 月 | | 19 (1.2年平均) 2.3年平均 | |
| 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の | | 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 | | | | |
| 業種 コード | 完成工事高(千円) | 元請完成工事高(千円) | 完成工事高(千円) | 元請完成工事高(千円) | | |
| 3 2 | 6 10 15 | 16 20 25 | 26 30 35 | 36 40 45 | | |
| 工事の種類 | 完成工事高計算表 | 元請完成工事高計算表 | | | | |
| 工事 | 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の | 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の | | | | |
| 3 2 | 6 10 15 | 16 20 25 | 26 30 35 | 36 40 45 | | |
| 工事の種類 | 完成工事高計算表 | 元請完成工事高計算表 | | | | |
| 工事 | 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の | 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の | | | | |
| 3 2 | 6 10 15 | 16 20 25 | 26 30 35 | 36 40 45 | | |
| 工事の種類 | 完成工事高計算表 | 元請完成工事高計算表 | | | | |
| 工事 | 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の | 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の | | | | |
| 3 2 | 6 10 15 | 16 20 25 | 26 30 35 | 36 40 45 | | |
| 工事の種類 | 完成工事高計算表 | 元請完成工事高計算表 | | | | |
| 工事 | 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の | 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の | | | | |
| 3 3 | 3 5 10 | 13 15 20 | 23 25 30 | 33 35 40 | | |
| 工事の種類 | 完成工事高計算表 | 元請完成工事高計算表 | | | | |
| その他 工事 | 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の | 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度の | | | | |
| 3 4 | 3 5 10 | 13 15 20 | 23 25 30 | 33 35 40 | | |
| 合計 | | | | | | |
| 契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無) | | | | | | |

記載要領

1～3 (略)

4 ② 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。
なお、「土木一式工事」について記入した場合にはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合にはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼橋造物工事」に記入した場合には「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、②で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

また、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間にとび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置)」についても記載すること。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額合計を記載すること。元請完成工事高の欄についても同様とする。

| コード | 工事の種類 | コード | 工事の種類 | コード | 工事の種類 |
|-----|--------------------|-----|----------------|-----|---------------------------|
| 010 | 土木一式工事 | 100 | タイル・れんが・ブロック工事 | 200 | 機械器具設置工事 |
| 011 | プレストレストコンクリート構造物工事 | 110 | 鋼構造物工事 | 210 | 熱気絶縁信工事 |
| 020 | 建築一式工事 | 111 | 鋼橋上部工事 | 220 | 電気通線工事 |
| 030 | 大工工事 | 120 | 鉄筋工事 | 230 | 造園工事 |
| 040 | 左官工事 | 130 | 舗装工事 | 240 | さく井工事 |
| 050 | とび・土工・コンクリート工事 | 140 | しゅんせつ工事 | 250 | 種具工事 |
| 051 | 法面処理工事 | 150 | 板金工事 | 260 | 水道施設工事 |
| 060 | 石工工事 | 160 | ガラース工事 | 270 | 消防施設工事 |
| 070 | 石工工事 | 170 | 塗装工事 | 280 | 清掃施設工事 |
| 080 | 電気工事 | 180 | 防水工事 | 290 | 解体工事 |
| 090 | 電気工事 | 190 | 内装仕上工事 | 300 | とび・土工・コンクリート工事・解体工事(経過措置) |

5～8 (略)

技術職員名簿

頁

項番
数 6 1 3 5 頁

| 通番 | 新規掲載者 | 氏名 | 生年月日 | 審査 基準日 現在の 満年齢 | 業種 | | 有資格 | | 講習 | | 講習 受講 | 有資格 区分 コード | 講習 受講 | 監理技術者資格者証 交付番号 |
|----|-------|----|-------|-------------------------|-----|-----------|-----|-----------|----|--|----------|------------------|----------|-------------------|
| | | | | | コード | 区分 コード | コード | 区分 コード | | | | | | |
| 1 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 2 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 4 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 5 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 6 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 7 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 8 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 9 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 10 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 11 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 12 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 13 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 14 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 15 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 16 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 17 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 18 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 19 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 20 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 21 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 22 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 23 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 24 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 25 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 26 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 27 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 28 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 29 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |
| 30 | | | 年 月 日 | | 6 | 2 | | | | | | | | |

記載要領

1～5 (略)

6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選択該当するコードを記入すること。なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間に、とび・土工事業又は解体工事の経営事項審査を受けようとするときは、必ず、とび・土工事業の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」を、解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「解体工事」のコード「29」を、とび・土工事業及び解体工事の技術職員については「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事(経過措置)」のコード「99」を、それぞれ記入すること。この場合「業種コード」の欄に「とび・土工事業」のコード「05」が記入された技術職員はとび・土工事業及びとび・土工事業・解体工事(経過措置)の技術職員として、「業種コード」の欄に「解体工事」のコード「29」が記入された技術職員は解体工事及びとび・土工事業・解体工事(経過措置)の技術職員として、「業種コード」の欄に「とび・土工事業・解体工事(経過措置)」のコード「99」が記入された技術職員はとび・土工事業、解体工事及びとび・土工事業・解体工事(経過措置)の技術職員として、それぞれ審査される。

| コード | 建設業の種類 | コード | 建設業の種類 | コード | 建設業の種類 |
|-----|---------|-----|----------|-----|--------------------|
| 01 | 土木建築工事 | 11 | 鋼構造物工事 | 21 | 熱気絶縁工事 |
| 02 | 土木建築工事 | 12 | 鋼筋工事 | 22 | 電気通信用工事 |
| 03 | 土木建築工事 | 13 | 舗装工事 | 23 | 造作工事 |
| 04 | 土木建築工事 | 14 | 舗装工事 | 24 | 造作工事 |
| 05 | とび・土工事業 | 15 | 舗装工事 | 25 | 造作工事 |
| 06 | 土木建築工事 | 16 | 舗装工事 | 26 | 造作工事 |
| 07 | 土木建築工事 | 17 | 舗装工事 | 27 | 造作工事 |
| 08 | 土木建築工事 | 18 | 舗装工事 | 28 | 造作工事 |
| 09 | 土木建築工事 | 19 | 舗装工事 | 29 | 解体工事 |
| 10 | 土木建築工事 | 20 | 機械器具設置工事 | 99 | とび・土工事業・解体工事(経過措置) |

7～9 (略)

経営規模等評価結果通知書

許可 平成 年 月 日
 審査基準日 許可 平成 年 月 日

電話 番号
 資本金 額
 完成工事高/売上高 率 (%)

経営規模等評価の結果を通知します。
 総合評定値

平成 年 月 日

印

| 許可区分 | 建設工事の種類 | 総合評定値(P) | 完成工事高 | | 元請完成工事高 年平均 | 元請完成工事高 | | 技術職 | | 技術職 一級 (講習受講) | 技術職員数 | | 評点 (Z) |
|------|-----------------------|----------|-------|------------|----------------|----------------|----|-----|--|------------------|-------|--|-----------|
| | | | 年平均 | 評点 (X1) | | 元請完成工事高 年平均 | 二級 | その他 | | | | | |
| 土 | 木 | 式 | | | | | | | | | | | |
| | プレストレストコンクリート構造物 | | | | | | | | | | | | |
| 建 | 薬 | 式 | | | | | | | | | | | |
| 大 | 工 | | | | | | | | | | | | |
| 左 | 官 | | | | | | | | | | | | |
| | とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | | | | |
| | 法 | 処 | | | | | | | | | | | |
| | 石 | | | | | | | | | | | | |
| | 屋 | 根 | | | | | | | | | | | |
| | 電 | 気 | | | | | | | | | | | |
| | 管 | | | | | | | | | | | | |
| | タイル・れんが・ブロック | | | | | | | | | | | | |
| | 鋼 | 造 | | | | | | | | | | | |
| | 橋 | 上 | | | | | | | | | | | |
| | 鉄 | 筋 | | | | | | | | | | | |
| | 舗 | 装 | | | | | | | | | | | |
| | し | ん | | | | | | | | | | | |
| | 板 | 金 | | | | | | | | | | | |
| | ガ | ラ | | | | | | | | | | | |
| | 壁 | 装 | | | | | | | | | | | |
| | 防 | 水 | | | | | | | | | | | |
| | 内 | 装 | | | | | | | | | | | |
| | 機 | 器 | | | | | | | | | | | |
| | 熱 | 絶 | | | | | | | | | | | |
| | 電 | 信 | | | | | | | | | | | |
| | 造 | 園 | | | | | | | | | | | |
| | さ | く | | | | | | | | | | | |
| | 建 | 具 | | | | | | | | | | | |
| | 水 | 施 | | | | | | | | | | | |
| | 消 | 防 | | | | | | | | | | | |
| | 清 | 掃 | | | | | | | | | | | |
| | 解 | 体 | | | | | | | | | | | |
| | とび・土工・コンクリート・解体(経通前助) | | | | | | | | | | | | |
| | そ | の | | | | | | | | | | | |
| | 合 | 計 | | | | | | | | | | | |

(参考)

| 科目 | 決算 | 科目 | 決算 | 経営状況 | 決算 | 経営状況 | 決算 |
|---------|---------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 固定資産 | 売上高 | 純支払利息比率 | 純支払利息比率 | 自己資本対固定資産比率 | 自己資本対固定資産比率 | 自己資本対固定資産比率 | 自己資本対固定資産比率 |
| 流動負債 | 売上総利益 | 負債回転期間 | 負債回転期間 | 自己資本比率 | 自己資本比率 | 自己資本比率 | 自己資本比率 |
| 固定負債 | 受取利息配当金 | 総資本売上総利益率 | 総資本売上総利益率 | 営業キャッシュフロー | 営業キャッシュフロー | 営業キャッシュフロー | 営業キャッシュフロー |
| 利益剰余金 | 支払利息 | 売上高経常利益率 | 売上高経常利益率 | 利益剰余金 | 利益剰余金 | 利益剰余金 | 利益剰余金 |
| 自己資本 | 経常利益 | 評 | 評 | 点 | 点 | 点 | 点 |
| 総資本(当期) | 前期 | | | | | | |
| 総資本(前期) | 前期 | | | | | | |

[金額単位：千円]

(別表)(四)

| コード | 資格区分 | | |
|-----------------|---------------------------------|---|----|
| 001 | 法第7条第2号イ該当 | | |
| 002 | 法第7条第2号ロ該当 | | |
| 003 | 法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上) | | |
| 004 | 法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上) | | |
| 建設業法 | 111 | 一級建設機械施工技士 | |
| | 11A | " (附則第4条該当) | |
| | 212 | 二級 " (第1種～第6種) | |
| | 21B | " (第1種～第6種)(附則第4条該当) | |
| | 113 | 一級土木施工管理技士 | |
| | 11C | " (附則第4条該当) | |
| | 214 | 二級 " (土木) | |
| | 21D | " (土木)(附則第4条該当) | |
| | 215 | " (鋼構造物塗装) | |
| | 216 | " (薬液注入) | |
| | 21E | " (薬液注入)(附則第4条該当) | |
| | 120 | 一級建築施工管理技士 | |
| | 12A | " (附則第4条該当) | |
| | 221 | 二級 " (建築) | |
| | 222 | " (躯体) | |
| | 22B | " (躯体)(附則第4条該当) | |
| | 223 | " (仕上げ) | |
| | 127 | 一級電気工事施工管理技士 | |
| | 228 | 二級 " | |
| | 129 | 一級管工事施工管理技士 | |
| 230 | 二級 " | | |
| 133 | 一級造園施工管理技士 | | |
| 234 | 二級 " | | |
| 建築士法 | 137 | 一級建築士 | |
| | 238 | 二級 " | |
| | 239 | 木造 " | |
| 技士法 | 141 | 建設・総合技術監理(建設) | |
| | 14A | " (附則第4条該当) | |
| | 142 | 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」) | |
| | 14B | " (附則第4条該当) | |
| | 143 | 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」) | |
| | 14C | " (附則第4条該当) | |
| | 144 | 電気電子・総合技術監理(電気電子) | |
| | 145 | 機械・総合技術監理(機械) | |
| | 146 | 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」) | |
| | 147 | 上下水道・総合技術監理(上下水道) | |
| | 148 | 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」) | |
| | 149 | 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」) | |
| | 14D | " (附則第4条該当) | |
| | 150 | 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」) | |
| | 151 | 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」) | |
| | 15A | " (附則第4条該当) | |
| 152 | 衛生工学・総合技術監理(衛生工学) | | |
| 153 | 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」) | | |
| 154 | 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」) | | |
| 電気工事士法 電気事業法 | 155 | 第一種電気工事士 | |
| | 256 | 第二種 " | 3年 |
| | 258 | 電気主任技術者(第1種～第3種) | 5年 |
| 電気通信事業法 | 259 | 電気通信主任技術者 | 5年 |
| 水道法 | 265 | 給水装置工事主任技術者 | 1年 |
| 消防法 | 168 | 甲種消防設備士 | |
| | 169 | 乙種 " | |

| | | | |
|--|-----|---|----|
| | 171 | 建築大工(1級) | |
| | 271 | " (2級) | 3年 |
| | 164 | 型枠施工(1級) | |
| | 264 | " (2級) | 3年 |
| | 16B | 型枠施工(1級)(附則第4条該当) | |
| | 26B | " (2級)(附則第4条該当) | 3年 |
| | 172 | 左官(1級) | |
| | 272 | " (2級) | 3年 |
| | 157 | とび・とび工(1級) | |
| | 257 | " (2級) | 3年 |
| | 15B | とび・とび工(1級)(附則第4条該当) | |
| | 25B | " (2級)(附則第4条該当) | 3年 |
| | 173 | コンクリート圧送施工(1級) | |
| | 273 | " (2級) | 3年 |
| | 17A | コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当) | |
| | 27A | " (2級)(附則第4条該当) | 3年 |
| | 166 | ウエルポイント施工(1級) | |
| | 266 | " (2級) | 3年 |
| | 16C | ウエルポイント施工(1級)(附則第4条該当) | |
| | 26C | " (2級)(附則第4条該当) | 3年 |
| | 174 | 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級) | |
| | 274 | " " (2級) | 3年 |
| | 175 | 給排水衛生設備配管(1級) | |
| | 275 | " (2級) | 3年 |
| | 176 | 配管・配管工(1級) | |
| | 276 | " " (2級) | 3年 |
| | 170 | 建築板金「ダクト板金作業」(1級) | |
| | 270 | " (2級) | 3年 |
| | 177 | タイル張り・タイル張り工(1級) | |
| | 277 | " " (2級) | 3年 |
| | 178 | 築炉・築炉工(1級)・れんが積み | |
| | 278 | " " (2級) | 3年 |
| | 179 | ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工 | |
| | 279 | " " (2級) | 3年 |
| | 180 | 石工・石材施工・石積み(1級) | |
| | 280 | " " (2級) | 3年 |
| | 181 | 鉄工・製罐(1級) | |
| | 281 | " " (2級) | 3年 |
| | 182 | 鉄筋組立て・鉄筋施工(1級) | |
| | 282 | " " (2級) | 3年 |
| | 183 | 工場板金(1級) | |
| | 283 | " (2級) | 3年 |
| | 184 | 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級) | |
| | 284 | " " " (2級) | 3年 |
| | 185 | 板金・板金工・打出し板金(1級) | |
| | 285 | " " " (2級) | 3年 |
| | 186 | かわらぶき・スレート施工(1級) | |
| | 286 | " " (2級) | 3年 |
| | 187 | ガラス施工(1級) | |
| | 287 | " (2級) | 3年 |
| | 188 | 塗装・木工塗装・木工塗装工(1級) | |
| | 288 | " " " (2級) | 3年 |
| | 189 | 建築塗装・建築塗装工(1級) | |
| | 289 | " " (2級) | 3年 |
| | 190 | 金属塗装・金属塗装工(1級) | |
| | 290 | " " (2級) | 3年 |
| | 191 | 噴霧塗装(1級) | |
| | 291 | " (2級) | 3年 |
| | 167 | 路面標示施工 | |
| | 192 | 畳製作・畳工(1級) | |
| | 292 | " " (2級) | 3年 |
| | 193 | 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級) | |
| | 293 | " " " " " " " (2級) | 3年 |
| | 194 | 熱絶縁施工(1級) | |
| | 294 | " (2級) | 3年 |
| | 195 | 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級) | |
| | 295 | " " " " " (2級) | 3年 |
| | 196 | 造園(1級) | |
| | 296 | " (2級) | 3年 |
| | 197 | 防水施工(1級) | |
| | 297 | " (2級) | 3年 |
| | 198 | さく井(1級) | |
| | 298 | " (2級) | 3年 |

職業能力開発促進法

| | | |
|-----|-------------|----|
| 061 | 地すべり防止工事 | 1年 |
| 06A | " (附則第4条該当) | 1年 |
| 040 | 基礎ぐい工事 | |
| 062 | 建築設備士 | 1年 |
| 063 | 計装 | 1年 |
| 060 | 解体工事 | |
| 064 | 基幹技能者 | |
| 099 | その他 | |

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

| コード | 資格区分 |
|-----|--|
| 301 | 土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当 |
| 302 | 建築工事業 // |
| 303 | 大工工事業 // |
| 304 | 左官工事業 // |
| 305 | とび・土工事業 // |
| 306 | 石工事業 // |
| 307 | 屋根工事業 // |
| 308 | 電気工事業 // |
| 309 | 管工事業 // |
| 310 | タイル・れんが・ブロック工事業 // |
| 311 | 鋼構造物工事業 // |
| 312 | 鉄筋工事業 // |
| 313 | 舗装工事業 // |
| 314 | しゅんせつ工事業 // |
| 315 | 板金工事業 // |
| 316 | ガラス工事業 // |
| 317 | 塗装工事業 // |
| 318 | 防水工事業 // |
| 319 | 内装仕上工事業 // |
| 320 | 機械器具設置工事業 // |
| 321 | 熱絶縁工事業 // |
| 322 | 電気通信工事業 // |
| 323 | 造園工事業 // |
| 324 | さく井工事業 // |
| 325 | 建具工事業 // |
| 326 | 水道施設工事業 // |
| 327 | 消防施設工事業 // |
| 328 | 清掃施設工事業 // |
| 329 | 解体工事業 // |

| | |
|-----|--|
| 401 | 土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当 |
| 402 | 建築工事業 // |
| 403 | 大工工事業 // |
| 404 | 左官工事業 // |
| 405 | とび・土工事業 // |
| 406 | 石工事業 // |
| 407 | 屋根工事業 // |
| 408 | 電気工事業 // |
| 409 | 管工事業 // |
| 410 | タイル・れんが・ブロック工事業 // |
| 411 | 鋼構造物工事業 // |
| 412 | 鉄筋工事業 // |
| 413 | 舗装工事業 // |
| 414 | しゅんせつ工事業 // |
| 415 | 板金工事業 // |
| 416 | ガラス工事業 // |
| 417 | 塗装工事業 // |
| 418 | 防水工事業 // |
| 419 | 内装仕上工事業 // |
| 420 | 機械器具設置工事業 // |
| 421 | 熱絶縁工事業 // |
| 422 | 電気通信工事業 // |
| 423 | 造園工事業 // |
| 424 | さく井工事業 // |
| 425 | 建具工事業 // |
| 426 | 水道施設工事業 // |
| 427 | 消防施設工事業 // |
| 428 | 清掃施設工事業 // |
| 429 | 解体工事業 // |

| | |
|-----|--|
| 501 | 土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当 |
| 502 | 建築工事業 // |
| 503 | 大工工事業 // |
| 504 | 左官工事業 // |
| 505 | とび・土工事業 // |
| 506 | 石工事業 // |
| 507 | 屋根工事業 // |
| 508 | 電気工事業 // |
| 509 | 管工事業 // |
| 510 | タイル・れんが・ブロック工事業 // |
| 511 | 鋼構造物工事業 // |
| 512 | 鉄筋工事業 // |
| 513 | 舗装工事業 // |
| 514 | しゅんせつ工事業 // |
| 515 | 板金工事業 // |
| 516 | ガラス工事業 // |
| 517 | 塗装工事業 // |
| 518 | 防水工事業 // |
| 519 | 内装仕上工事業 // |
| 520 | 機械器具設置工事業 // |
| 521 | 熱絶縁工事業 // |
| 522 | 電気通信工事業 // |
| 523 | 造園工事業 // |
| 524 | さく井工事業 // |
| 525 | 建具工事業 // |
| 526 | 水道施設工事業 // |
| 527 | 消防施設工事業 // |
| 528 | 清掃施設工事業 // |
| 529 | 解体工事業 // |

| | |
|-----|---|
| 601 | 登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当 |
|-----|---|

備考

1級技術者…法第15条第2号イに該当する者
2級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者
その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級技術者以外の者
登録基幹技能者講習を修了した者…第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を修了した者で1級技術者以外の者

監理技術者資格者証

監理技術者講習修了証

登録技術試験合格証明書

登録解体工事講習修了証

様式第二十五号の三（第十七条の三十関係）

| | | |
|-------------|----------|----------|
| 監理技術者講習修了履歴 | 修了番号:第 | 号 修了年月日: |
| | 氏名: | 生年月日: |
| | 講習実施機関名: | 印 |

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

様式第二十五号の五（第十七条の三十関係）

（表面）

| | | | |
|-------------------------|--------------------------------|-------|----------|
| 氏名 | 年 月 日 生 | | 本籍 |
| | 住所 | | |
| 写 真 | 初回交付 | 年 月 日 | 交付 年 月 日 |
| | 交付番号 | 第 | 号 |
| | 監理技術者資格者証 | | |
| | 平成 年 月 日 | | まで有効 |
| 国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者 | | | 印 |
| 所属建設業者 | 許可番号 | | |
| 有する 資 格 | | | |
| 建設業の種類 | 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 | | |
| 有・無 | | | |

53.92ミリメートル以上

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

（裏面）

| | | |
|-------------|----------|----------|
| 監理技術者講習修了履歴 | 修了番号:第 | 号 修了年月日: |
| | 氏名: | 生年月日: |
| | 講習実施機関名: | 印 |
| 資格者証備考 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

備考

- 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
- 磁気ストライプを埋め込むこと。

様式第二十一号

(登録技術試験の名称)合格証明書

氏 名
生年月日 年 月 日

この者は、建設業法施行規則第七條の四第一項の登録技術試験のうち、(登録技術試験の種目)に合格した者であることを証します。

(登録技術試験の名称)の

| | | | |
|---------|---|---|---|
| 合格年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 交付年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 合格証明書番号 | 第 | | 号 |

(登録技術試験実施機関の名称) 印

(登録番号 第 番)

附則様式

登録解体工事講習修了証

(修了証番号 第 号)

氏 名

(生年月日 年 月 日)

この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十三号）附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を修了した者であることを証します。

修了年月日 年 月 日

登録講習実施機関代表者 印

(登録番号 第 号)

改正内容について

一. 解体工事の内容等の考え方、解体工事業の許可

1. 解体工事の区分の考え方について

(1) 解体工事業における解体工事の範囲について

平成28年5月31日までとび・土工・コンクリート工事としての「工作物解体工事」として実施してきた解体工事を解体工事業で請け負うことができます。具体的には家屋の解体工事等です。

工作物の定義：人為的な労力を加えることによって土地に整備された物

(2) 「それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する」の解釈について

専門工事において建設される目的物のみを解体する工事の例としては、次のような工事があります。

○管工事において設置した配管工事の解体

○とび・土工工事において設置した足場の解体

が挙げられます。これまでも、建設工事の内容を定める「建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を定める告示」（昭和47年建設省告示第350号）において、各建設工事における「工事」の定義に「補修、改造又は解体する工事を含む」としており、平成28年6月1日以降、新たに解釈を変更するものではありません。

(3) 「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は土木一式工事や建築一式工事に該当する」の解釈について

土木一式工事によって完成させた土木工作物及び建築一式工事によって完成させた建築物の解体工事は、「総合的な企画、指導、調整」が不要であれば解体工事業における解体工事に該当します。

一方で、土木一式工事や建築一式工事に該当する「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事」とは、

○土木工作物又は建築物の解体と新設が一体となった工事

○多数の下請業者が配置され、下請業者間の指導、調整等が必要な工事が挙げられます。

また、土木一式工事や建築一式工事に該当する解体工事において「総合的な企画、指導、調整」が不要な解体工事（解体工事業の許可で施工が可能な解体工事）を施工する場合には、以下のいずれかになります。

○自らが解体工事業を取得している場合、専門技術者を置いて施工する

○解体工事業の許可を取得している他の建設業者に請け負わせる

2. 解体工事業の新設に伴う経過措置について

(1) 経過措置の適用を受けるとび・土工工事業の許可を取得している建設業者について

改正建設業法附則第3条により、平成28年6月1日時点で以下の要件を満たしていることが必要です。

○とび・土工工事業の許可を取得していること

※平成28年5月31日までにとび・土工工事業の許可申請済みであるが、許可を取得していない場合は経過措置の適用は受けません。

○解体工事業を営んでいること

上記の要件を満たしていない場合は、経過措置の適用を受けないため、解体工事業を営む際には、建設リサイクル法の登録又は解体工事業の許可を取得することが必要です。

(2) 経過措置の終了について

平成28年6月1日～平成31年5月31日までの経過措置期間に廃業・許可換え新規等により、とび・土工工事業の許可が中断された場合は、中断の時点から経過措置の適用は受けません。

二. 建設業許可申請、変更届

1. 申請、届出について

(1) 解体工事業の許可取得について

平成28年6月1日から解体工事業の建設業許可申請は可能になります。建設業許可申請に必要な書類は各許可行政庁にお問い合わせください。

(2) 建設業法施行規則改正に伴う新様式の使用時期について

平成28年6月1日から改正様式により申請及び届出をすることになります。改正様式以外は平成27年4月1日から使用している様式を使用してください。

(3) 解体工事業の許可手数料、登録免許税について

国土交通大臣許可の場合、収入印紙による許可手数料又は登録免許税の納付が必要です。

(4) 様式第二号「工事経歴書」及び様式第三号「直前3年の各事業年度における工事施工金額」（以下「工事経歴書等」という。）の作成方法について

許可申請及び決算の変更届については、平成28年5月31日までに契約した解体工事については、とび・土工工事と解体工事それぞれの完成工事高に分けて工事経歴書等を作成する必要はありません。

平成28年6月1日以降に契約した解体工事については経過措置により、とび・土工工事業の許可で解体工事を契約した場合は、工事経歴書等には「その他工事」として記載し、解体工事業の許可申請及び解体工事の許可取得後は「解体工事」として記載することになります。

(5) 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）について

「健康保険等の加入状況」（様式第二十号の三）は建設業法第11条第3項の規定に基づく毎事業年度経過後4ヶ月以内に提出する書類に加えられ、記載事項が追加されました。営業所新設等の変更があった場合、届出が必要です。

従業員数の変更のみの場合は提出不要です。健康保険等の加入状況に関する確認資料として、保険料納入に関する領収書及び雇用保険の場合は申告書の提出をお願いします。

2. 経營業務の管理責任者について

(1) 解体工事業としての経営経験について

平成28年5月31日までのとび・土工工事業としての経験（税込み500万円未満の軽微な工事を含む）であれば、解体工事業としての経営経験でなくとも解体工事業としての経営経験に計上できます。平成28年6月1日以降は、とび・土工工事業としての経営経験はとび・土工工事業の経営経験であり、解体工事業としての経営経験に計上することはできません。

(2) 様式第一号及び様式第一号別紙一の改正について

経營業務の管理責任者の記入を法人・個人事業主等とともに様式第一号別紙一の「経營業務の管理責任者」欄を削除し、様式第一号に新たに経營業務の管理責任者の氏名」欄を新設しました。この欄には経營業務の管理責任者の氏名を記入することになります。経營業務の管理責任者が2名以上の場合は、全員の氏名をこの欄に並記してください。

3. 解体工事業の技術者要件について

(1) 解体工事業の技術者要件に関する経過措置について

平成28年5月31日までにとび・土工工事業の技術者である場合は、平成28年6月1日～平成33年3月31日まで以下の経過措置が適用されます。

○とび・土工工事業の一般建設業の営業所専任技術者又は主任技術者

→解体工事業の一般建設業の営業所専任技術者又は主任技術者

○とび・土工工事業の特定建設業の営業所専任技術者又は監理技術者

→解体工事業の特定建設業の営業所専任技術者又は監理技術者

平成33年4月1日以降は解体工事業の技術者として必要な資格がなければ、解体工事業の技術者とはなりません。

経過措置の適用を受けない例として、2級建築施工管理技士（建築）については、解体工事業の技術者の要件に該当しますが、とび・土工工事業の技術者の要件に該当しないため、平成28年6月1日以降に解体工事業の技術者となるためには、登録解体工事講習の修了や1年以上の解体工事の実務経験が必要となります。

(2) 平成28年度の土木施工管理及び建築施工管理の技術検定合格者について

平成27年度までの土木施工管理及び建築施工管理の技術検定合格者については、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要ですが、平成28年度以降の土木施工管理及び建築施工管理の技術検定合格者については、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講は求めません。

(3) 経過措置による有資格区分コードの「附則第4条該当」について

平成28年5月31日までにとび・土工工事の技術者であり、経過措置により解体工事業の技術者としてみなされる技術者に関して、建設業許可申請又は変更の届出をする場合は、「附則第4条該当」の有資格区分コードを使用します。

解体工事業の技術者となり得る資格の取得等により、「附則第4条該当」の有資格区分コードから他の有資格区分コードに変更となる場合は、専任技術者証明書(様式第八号)及び国家資格者・監理技術者一覧表(様式第十一号の二)による変更届出書の提出が必要です。

4. 解体工事業の技術者の実務経験について

(1) 解体工事の実務経験について

解体工事業の技術者に必要な解体工事の実務経験には、解体工事業における解体工事の実務経験の他に、平成28年5月31日までのとび・土工工事業における実務経験又は建設リサイクル法登録業者としての工事の実務経験のうち、解体工事に該当する実務経験があります。

土木一式工事、建築一式工事及び「解体工事以外の専門工事」による解体工事の実務経験は、解体工事業の技術者に必要な実務経験とはなりません。土木一式工事や建築一式工事に該当する解体工事において「総合的な企画、指導、調整」が不要な解体工事(解体工事業の許可で施工が可能な解体工事)を施工する場合には、

○自らが解体工事業を取得している場合、自らが専門技術者を置いて施工する場合

→専門技術者は解体工事業の技術者として必要な実務経験を取得することが可能

○解体工事業の許可を取得している他の建設業者に請け負わせる

→請け負った他の建設業者の主任技術者は解体工事業の技術者として必要な実務経験を取得することが可能

無許可又は無登録で解体工事を請け負った場合の解体工事の実務経験は認めません。

(2) 平成27年度までの技術検定合格者に必要となる解体工事に関する1年以上の実務経験について

技術検定合格後(合格証明書の日付の後)に経験した解体工事の実務経験が1年以上であることが必要です。

(3) 平成28年5月31日までにとび・土工工事業における解体工事の実務経験が10年以上ある場合について

平成28年5月31日までにとび・土工工事業における解体工事の実務経験が10年以上ある場合は、とび・土工工事業の実務経験10年及び解体工事業の実務経験10年があることとなります。

三. 経営事項審査

1. 解体工事業の経営事項審査の申請及び通知について

(1) 解体工事業の経営事項審査の申請が可能な時期について

解体工事業の経営事項審査は、平成28年6月1日以降の解体工事業の許可後に申請が可能になります。解体工事業の許可を取得せずに解体工事業の経営事項審査を受けることはできません。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（様式第二十五号の十二）における「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」について

解体工事業の新設にともない、平成28年6月1日～平成31年5月31日までは、経過措置終了前後のとび・土工工事業及び解体工事業の経審点数の把握のため、とび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受ける場合は、「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の点数を通知することになります。

そのため、とび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受ける場合は、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（様式第二十五号の十一）の別紙一及び別紙二に「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の点数通知に必要な事項を記入をすることが必要です。

(3) 再審査について

再審査（建設業法施行規則第20条第2項）の制度は適用されませんので、他の審査対象建設業と同じく所定の申請手数料を収入印紙（国土交通大臣許可の場合）により納付していただきます。

2. 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（様式第二十五号の十一）の別紙一について

(1) 経過措置期間中（平成28年6月1日～平成31年5月31日）のとび・土工・コンクリート工事（業種コード050）、解体工事（業種コード290）及びとび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）（業種コード300）に関する完成（元請完成）工事高欄の記入例は以下ア.及びイ.のとおりです。※記入例では法面処理工事（051）及び他の許可業種の記載を省略しています。

ア. とび・土工工事業のみを審査対象建設業にした記入例

○とび・土工・コンクリート工事の完成工事高 130千円 (①)

○とび・土工・コンクリート工事のうち、解体工事業の許可取得前の解体工事の完成工事高 30千円 (②)

| 工事の種類 | 完成工事高 | |
|--------------------------------|-------|-----|
| とび・土工・コンクリート工事 (050) | 100千円 | ①－② |
| とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）(300) | 130千円 | ① |
| その他工事 | 30千円 | ② |
| 合計 | 130千円 | ①＋② |

- イ. とび・土工事業及び解体工事業を審査対象建設業にした記入例
 ○とび・土工・コンクリート工事の完成工事高 130千円 (①)
 ○とび・土工・コンクリート工事のうち、解体工事業の許可取得前の解体工事の完成工事高 30千円 (②)
 ○解体工事業の許可取得後の解体工事の完成工事高 50千円 (③)

| 工事の種類 | 完成工事高 | |
|----------------------------------|-------|-------|
| とび・土工・コンクリート工事 (050) | 100千円 | ①－② |
| 解体工事 (290) | 80千円 | ②＋③ |
| とび・土工・コンクリート工事・解体工事 (経過措置) (300) | 180千円 | ①＋②＋③ |
| その他工事 | 0千円 | |
| 合計 | 180千円 | ①＋②＋③ |

(2) とび・土工事業及び解体工事業の完成工事高の積み上げについて

とび・土工事業及び解体工事業の完成工事高は、個別の工事内容に応じて、土木一式工事、建築一式工事、そして各専門工事の完成工事高に積み上げることができます。積み上げた場合、積み上げたとび・土工事業及び解体工事業を審査対象建設業とすることはできず、その他工事にも計上できません。

3. 別紙二について

(1) 経過措置による業種コードの審査について

平成28年6月1日～平成31年5月31日までの技術職員1人につき、とび・土工事業 (業種コード05)、解体工事業 (業種コード29) 及びとび・土工事業・解体工事業 (経過措置) (業種コード99) に関する技術職員の審査例

- 「土木工事業」(業種コード01) 及び「とび・土工事業」(業種コード05) の技術職員
 →「土木工事業」、「とび・土工事業」及び「とび・土工事業・解体工事業 (経過措置)」の技術職員として審査
- 「土木工事業」(業種コード01) と「解体工事業」(業種コード29) の技術職員
 →「土木工事業」、「解体工事業」及び「とび・土工事業・解体工事業 (経過措置)」の技術職員として審査
- 「土木工事業」(業種コード01)、「とび・土工事業・解体工事業 (経過措置)」(業種コード99) の技術職員
 →「土木工事業」、「とび・土工事業」、「解体工事業」、「とび・土工事業・解体工事業 (経過措置)」の技術職員として審査

(備考)「とび・土工事業・解体工事業 (経過措置)」の業種コード「99」について

- 「とび・土工事業」及び「解体工事業」の技術職員の両方を示すコードであり、業種ではありません。
- 「とび・土工事業」及び「解体工事業」をあわせて審査対象建設業とした場合に使用可能なコードです。

(2) 経過措置による有資格区分コードの「附則第4条該当」について

平成28年5月31日までにとび・土工工事の技術者であり、経過措置により解体工事業の技術者としてみなされる技術者に関して、別紙一の記入をする場合は、「附則第4条該当」の有資格区分コードを使用します。

解体工事業の技術者となり得る資格の取得等により、審査基準日において「附則第4条該当」の有資格区分コードから他の有資格区分コードに変更となった場合は、変更後の有資格区分コードを記入してください。

4. 経営事項審査における工事経歴書・確認書類について

(1) 工事経歴書・確認書類の作成方法について

許可申請及び決算の変更届とは異なり、過去にさかのぼってとび・土工工事と解体工事に分けて記載した工事経歴書・確認書類を作成し、提出してください。

(2) 経過措置による有資格区分コードの「附則第4条該当」からの他の有資格区分コードへの変更を示す確認書類（合格証明書等）について

経過措置による有資格区分コードの「附則第4条該当」からの他の有資格区分コードへの変更後の資格が確認できる合格証明書または監理技術者資格者証の写しを提出してください。

四. 監理技術者資格者証、登録解体工事試験、登録解体工事講習

1. 解体工事の記載がない監理技術者資格者証について

平成28年5月31日までにとび・土工工事業の監理技術者となる要件を満たせば、解体工事業の監理技術者とみなしますので、解体工事の記載がなくても、とび・土工工事の記載がある有効期限内の監理技術者資格者証を取得していればよいこととなります。

2. 登録解体工事試験について

公益社団法人全国解体工事業団体連合会（所在地：東京都中央区八丁堀4-1-3）が実施する「解体工事施工技士試験」は、平成28年8月1日に登録解体工事試験として登録されましたので、解体工事施工技士試験の合格者は解体工事業の主任技術者となることができます。

登録解体工事試験は合格者に対する更新制を設けていません。

3. 登録解体工事講習について

登録解体工事講習の実施機関として、平成28年8月1日に公益社団法人全国解体工事業団体連合会、平成28年9月29日に一般財団法人全国建設研修センター（所在地：東京都小平市喜平町2-1-2）が登録されました。

登録解体工事講習は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習と異なるものです。

登録解体工事講習は修了者に対する更新制は設けていません。

五. 専門学校卒業者

1. 指定学科を修めた専門学校卒業者が主任技術者となる場合に必要な実務経験年数について

指定学科を修めた専門学校卒業者が主任技術者となる場合に必要な実務経験年数は以下のとおりです。

○高度専門士及び専門士 3年以上

○高度専門士及び専門士以外の専門学校卒業者 5年以上

2. 建設業許可申請、届出及び経営事項審査に必要となる提出書類について

建設業許可申請、届出及び経営事項審査の添付書類又は確認書類として卒業証明書等が必要です。

六. その他

1. 経過措置によりとび・土工工事業で契約した解体工事の平成31年6月1日以降の取り扱いについて

平成31年5月31日までにとび・土工工事業の許可で契約した解体工事の工期末が平成31年6月1日以降となる場合の取り扱いについては未定（検討中）です。

2. 平成28年11月1日以降に使用する様式について

平成28年11月1日以降に使用する様式について以下の改正があります。

○様式及び記載要領について、「ほ装工事」を「舗装工事」、「ほ装工事業」を「舗装工事業」、略語「ほ」を「舗」と表記します。

○法人番号の記載欄を新設

（記載欄を追加する様式）

様式第1号（建設業許可申請書）

様式第22号の2（変更届出書）

様式第25号の11（経営規模等評価申請書・総合評定値請求書）

許可事務ガイドライン別紙8（変更届出書）